# ポーランド週報

## (2023年1月12日~2023年1月18日)

令和5年(2023年)1月20日

HE ADLINE

## 政治

大統領府国際政策局長官の交代 最高裁判所法改正案の下院通過 モラヴィエツキ首相のベルリン訪問 ラウ外相とオスマニ北マケドニア外相との会合

ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相の第53回世界経済フォーラム(ダボス会議)参加

## 治安等

ロシア人ジャーナリストに対する入国禁止措置 内務・行政省をかたる偽メールについての注意喚起

## 経済

2022年12月インフレ率16.6% フィッチのポーランド格付け「A-」を維持。見通しは安定的 ポーランドへの投資動向 ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)社、周辺国と協力覚書を締結 国有財産大臣、10年~12年以内に3つの原子力発電所建設を希望

## 大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事

### 在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp

お願い]3か月以上滞在される場合、 在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 合せ先:大使館領事部 電話22 696 5005 5006 各種証明書、 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ

## 内 政

## 大統領府国際政策局長官の交代【12日・13日】

12日、ドゥダ大統領は、クモフ大統領府国際政策局長官を解任した。クモフ元長官は、家族と過ごす時間を増やしたいとして辞意を表明していた。

翌13日、ドゥダ大統領は、プシダチ外務次官を後任として国際政策局長官に任命した。プシダチ長官は、外務省でもウクライナやロシアといった東方政策などを担当していた経歴を持ち、最近のドゥダ大統領のリヴィウ訪問にも同行していた。また、昨年までは日本を含むアジア政策も所掌していたため、10月にも訪日していた。

## 最高裁判所法改正案の下院通過【13日、18日】

13日、下院本会議は、最高裁判所法改正案につ

いて審議し、賛成203票、反対52票、棄権189票で可決した。連立与党「連帯ポーランド」は反対に回った。なお、野党が提出した修正案は、すべて採用されなかった。同改正案の下院通過は、EUからの欧州復興基金支払いに向けた大きな進展になると考えられている。EU側の反応として、同13日、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、「同改正案が成立したときになって初めて、欧州復興基金の受け取りに係るいわゆる「マイル・ストーン」を満たしているかどうか、基金が支払われるか否か正式に判断する予定である。」とコメントした。18日、グロツキ上院議長は、同改正案について、1月31日に上院で審議に付される予定であると発表した。

## 外交•安全保障

## モラヴィエツキ首相のベルリン訪問【16日】

16日、モラヴィエツキ首相はベルリンを訪問し、ヴォルフガング・ショイブレ氏(ドイツ下院の前議長。また、財務大臣、内務大臣、キリスト教民主同盟(CDU)総裁を歴任した、ドイツで最も影響力のある政治家の一人)の50周年記念式典に参加した。同式典で講演を行ったモラヴィエツキ首相は、ドイツとポーランドが直面している現在の国際問題と課題を提起し、戦うウクライナとの連帯の必要性を強調しつつ、ポーランドとドイツの関係、欧州の連帯を構築する上での両国の役割に言及した。

## <u>ラウ外相とオスマニ北マケドニア外相との会合【17</u>日】

17日、ラウ外相は、本年1月1日から欧州安全保障協力機構(OSCE)の議長を務めるオスマニ北マケドニア外相と会談した。ロシアのウクライナ侵略に

関する現在の状況、特に、残忍なロシアの攻撃の影響を受けた民間人の状況について話し合った。両外相はまた、北マケドニアがOSCE議長国に就任したことに関連して、OSCEの課題についても議論した。

## <u>ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相の第53回世界経</u>済フォーラム(ダボス会議)参加【18日から】

18日から、ドゥダ大統領とモラヴィエツキ首相は、第53回世界経済フォーラム(ダボス会議)に参加している。ダボス会議では、ウクライナでの戦争の問題が多くの議論の主要なトピックである。ドゥダ大統領は、安全保障に関する会議への参加の他、ナウセーダ・リトアニア大統領及びレヴィッツ・ラトビア大統領との会談、ショルツ独首相との対話などを行った。また、モラヴィエツキ首相は、パネルディスカッション参加や企業CEO等との対話を行った。

## 治 安 等

#### ロシア人ジャーナリストに対する入国禁止措置【9日】

9日、内務・行政省は、公安庁(ABW)からの要請により、ロシア人ジャーナリストであるヴィクトル・ベゼカ(Wiktor Bezeka)氏を入国禁止の対象にすると発表した。同省によると、ベゼカ氏は、ポーランドの利益や国際舞台におけるポーランドのイメージを狙ったロシアのプロパガンダの拡散に関与していたとのことで、ロシア・トゥデイ(RT)及びスプートニク通信のポーランド語版編集部と関係を有しているとのことである。

## 内務・行政省をかたる偽メールについての注意喚起 【19日】

19日、内務・行政省は、同省国際問題・移民局をかたる偽メールについて、注意喚起を行った。当該偽メールには、ウクライナ避難民の所在を報告することを示唆するファイルが添付されているという。同省は、当該メールが送付された場合には無視し、返信や転送しないよう呼びかけた。

## 経 済

## マクロ経済動向・統計

## 2022年12月インフレ率16.6%【13日】

1月13日、中央統計局(GUS)は、2022年12月のポーランドのインフレ率が前年同月比で16.6%であったことを発表した。これは、エコノミストの予想より0.7ポイント低い数値となった。GUSの推計によると、ポーランドのインフレ率は2022年11月に前年同月比17.5%、同年10月は17.9%であった。

グラピンスキ・ポーランド国立銀行(NBP)総裁は、インフレ率は1~2月に19%のピークを迎え、3月に低下し始め、2023年の最終四半期には8%程度に低下する可能性が高いと発言している。11月中旬にNBPは、2023年の平均インフレ率は13.1%、2024年は5.9%と予測していた。

フィッチのポーランド格付け「A-」を維持。見通しは安 定的【14日】

フィッチは、ポーランドの格付けを「A-」に据え置き、 今後の見通しは安定的と判断した。同社は、ポーラ ンドの「多様な経済」と「EU加盟に伴う非常に健全な マクロ経済の枠組み」、「他国よりやや低い公的債務 水準」をその評価の理由に挙げている。また、堅実 な財政運営と対外バランスシートの改善により、ポー ランド経済は外的ショックやマクロ経済的な課題に対 する回復力を維持すると予想した。また、ポーランド の主要貿易相手国の経済活動と内需の減速により、 ポーランドのGDP成長率は2022年の推定5.7% から2023年には1.1%に低下するものの、2024 年にはポーランド経済が回復し、2.6%に拡大する と予想している。構造的なリスクについて、フィッチは、 ポーランドがロシアのエネルギーから多様化すること に成功したため、2023年と2024年の冬にガスや 石炭の供給が途絶えるリスクは比較的低いと述べた。

## ポーランド産業動向

## ポーランドへの投資動向【18日】

ポーランド投資・貿易庁(PAIH)は、現在180件、総額160億ユーロの投資案件を管理していると発表した。最も多いのはベラルーシ(38件)、次いで米国(28件)、ポーランド(18件)となっている。また、韓国、米国、ドイツ企業がポーランドを最大の投資先として検討している。最も重要な分野は、ビジネスサービス(50件)、e-mobility(15件)、自動車(13件)となっている。2022年のポーランドへの投資決定件数は126件で、前年比20%増となった。投資額は総額37億ユーロで、2021年よりも2億ユーロ多い。

現在、開発・技術省はPAIHの海外事務所の改革 を行っており、同省は、英国、ウクライナ、カナダ、日 本、台湾、韓国など12か国に外交官パスポートを持 つ特別投資顧問を派遣する予定となっている。

## ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)社、周辺国と協力覚書を締結【18日】

ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)社、RB Rail AS(レールバルティカのための合弁会社)、Správa železnic(チェコ国有鉄道)の代表は、三海域イニシアティブ(3SI)加盟国における高速鉄道システムの開発における協力に関する協定に署名した。

### エネルギー・環境

## 国有財産大臣、10年~12年以内に3つの原子力 発電所建設を希望【18日】

サシン副首相兼国有財産は、ダボス会議においてポーランドは10年から12年の間に3つの原子力発電所を設置したいと述べた。そのうちの1つはポントウヌフ(Patnów)に設置し、韓国水力原子力発電(KHNP)と提携して開発する予定であると加えた。また、

同計画に参画するポーランド国営電力会社のPGE は、2036年に発電を開始する予定であると述べた。

一方、民間電力会社(リスペクト・エナジー社)CEOは、TVN24 Business のインタビューにおいて、このような発電装置の建設に実績のある企業はほとんどなく、今すぐ建設したいと思っても、それは実現不可能なことだと指摘した。

### 大使館からのお知らせ

## 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を

御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c\_info/oshirase\_schengen\_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

〇シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

## 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」
  - (パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\_03.html に掲載。)
- (2) パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
  - (パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

### 【車両突入型テロ】

- ●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- ●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

- ●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- ●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- ■爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- ●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- ●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- ●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列

は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

## 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <a href="https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html">https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html</a>

## 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

(たびレジ) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/

## 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染 予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を 当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/

## 領事部連絡先

E メール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間:月~金曜日 9:00~12:30、13:30~17:00)

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

Poland Weekly Review

## 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html

## 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

## [お知らせ]大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: <u>info-</u>cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

### 文化行事 · 大使館関連行事

## [開催中]展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)~2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalこて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje

#### [予定]水曜映画上映会「日日是好日」【1月25日(水)17:30~】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、水曜映画上映会「日日是好日」が開催されます(日本語音声、ポーランド語字幕)。入場は無料です。座席数に限りがありますので、参加ご希望の方はEメールにて参加登録をお願いいたします。

開催場所:在ポーランド日本大使館広報文化センター(Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

参加登録E メールアドレス: info-cul@wr.mofa.go.jp

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### 皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

### 【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index.j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)